

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第360号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.5 水利用	予測 ミティゲーション 評価	環境局長の審査意見を踏まえ、散水量全体に対する井水の割合について追記した。(p. 130、131 参照)
9.6 廃棄物	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、設備等の持続的稼働に伴う産業廃棄物の発生状況について追記した。(p. 142 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、産業廃棄物の適正処理について追記した。(p. 143 参照)
9.7 温室効果ガス	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針、高効率機器及び個別分散方式の具体的な計画内容について追記した。(p. 158 参照)
9.8 エネルギー	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針、高効率機器及び個別分散方式の具体的な計画内容について追記した。(p. 166 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第360号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（土壌）】	
<p>（土壌）</p> <p>施設の稼働に伴い診療所等の施設が引き続き設置されることから、環境保全措置を徹底し、新たな土壌汚染や地下水汚染を引き起こさないよう努めること。</p>	
【アメニティ・文化（歩行者空間の快適性）】	
<p>（歩行者空間の快適性）</p> <p>暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、施設管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。</p>	
【資源・廃棄物（水利用、廃棄物）】	
<p>（水利用）</p> <p>馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画としていることから、散水量全体に対する井水の割合を明らかにすること。</p> <p>（廃棄物）</p> <p>従前の施設で産業廃棄物が発生していることから、当該施設での発生状況について明らかにすること。また、産業廃棄物が発生する場合には、適切な環境保全措置を講じること。</p>	
【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
<p>（温室効果ガス、エネルギー 共通）</p> <p>① 「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。</p> <p>② 再生可能エネルギーの導入の可能性について検討するとともに、電気使用量削減の方策として高効率機器の採用や個別分散方式の採用等を行う計画としていることから、このことについて具体的に記述すること。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））」は、平成29年5月18日に公表し、同年5月18日から7月1日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等からの意見書の提出は無かった。